

第3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>15-8 震災特例法第15条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、基本通達17-2-2及び17-2-3に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>15-8 震災特例法第15条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、基本通達17-2-1及び17-2-2に準じて取り扱うものとする。</p>

二 第23条（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（連結欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>23-8 震災特例法第23条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、連結基本通達20-2-2及び20-2-3に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>（連結欠損金の繰戻しによる還付に係る取扱いの準用）</p> <p>23-8 震災特例法第23条の規定による法人税額の還付（同条第1項に規定する仮決算の連結中間申告書に係る還付を含む。）の請求があった場合の還付金額の計算等については、連結基本通達20-2-1及び20-2-2に準じて取り扱うものとする。</p>